

## 学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について（案）

### 学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ

#### はじめに

本資料は下記の前提で取りまとめている。

1. 報告の対象はセグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。以下同じ。）情報における配分基準（以下「新配分基準」という。）に限定している。ただし、検討に当たり、学校法人会計基準上、考慮が必要な点についても言及している。
2. 学校法人会計基準に関する通知及びその実務指針やQ&A等に盛り込むべき事項を抽出整理したものであり、今後の検討を経て通知等で文書化されることを想定している。
3. 新配分基準は経済の実態をより適切に表すべきものであり、一律に定めるのではなく、各学校法人が、その実態実情に応じて適切な配分基準を定めてセグメント情報を作成し説明責任を果たすというアプローチを採用すべきであることから、下記の構成とした。
  - I. 総論
  - II. 各論：収入項目及び支出項目（共通経費と人件費）に関する配分基準
  - III. 注記の記載例
4. 新配分基準の検討の前提となる「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月31日学校法人会計基準の在り方に関する検討会）及び「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）の内容は、参考として四角囲いで引用記載している。

## I. 総論

### 1. 「セグメント情報」とは

#### 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(抜粋)

(11 ページ)

#### 第3 新学校法人会計基準の内容等

##### 1. 計算書類・附属明細書の体系について (参考資料1)

(2) 内訳表について

- 現行の内訳表のうち資金収支内訳表は「国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようすること」を主たる目的として作成されており、「学校法人がその諸活動に係る予算の編成・管理のため予算単位ごとに行う部門計算とは異なるもので、これと直接の関連を有するものではない」とされており、経常費補助金算定の基礎という性質が強い書類である。
- また、資金収支内訳表の部門別の計上方法については、文部科学省通知で定められているが、詳細なルールは定められておらず、人件費については、経常費補助金算定上の必要から、按分等は行わず、発令の内容や主たる勤務部門により計上することを求めていた。事業活動収支内訳表及び人件費支出内訳表も資金収支内訳表の処理に準じて行うこととされることから、いずれの書類も必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないと考えられる。
- このため、内訳表については、必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないことから、改正私立学校法に基づく計算書類からは除き、部門別の情報として、後述する「セグメント情報」を表示するものとする。

(19 ページ)

##### 3. 注記事項の充実について (参考資料2 様式5)

(2) セグメント情報の在り方について

#### ア 概要と視点

- 学校法人等は、多様なステークホルダーへの情報開示により透明性の確保が求められている。また、急速な少子化に伴う18歳人口の減少等、社会状況の変化により、高等教育機関を中心に、大学を始めとする学校種別の状況に対する社会的関心も高まっていることも踏まえると、学校法人全体の経営状況に加えて、各学校の個別の部門に関する情報開示の必要性も考慮する必要がある。

## 【通知等で周知すべき事項】

### (1) セグメント情報の意義

学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）による改正後の学校法人会計基準（以下「新学校法人会計基準」という。）において計算書類に注記することが求められるセグメント情報は、開示を前提とした計算書類の注記として開示目的の財務報告の一部をなすものである。新配分基準は、開示目的の財務報告における配分基準として、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき作成している資金収支内訳表の考え方とは異なる、新たな考え方によるものであることが求められる。

#### <参考>

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針 Q39-1 A1

セグメント情報は、基本的な財務諸表では得られない損益や資産に関する事業の内訳について補足的情報を提供することによって、財務諸表の利用者に有用な情報を提供することを目的として作成するものである。

<参考>資金収支内訳表とセグメント情報の整理

	資金収支内訳表	セグメント情報
作成の根拠法	私立学校振興助成法	私立学校法
主な目的	所轄庁による補助金の適正配分	ステークホルダーへの情報開示
教育研究の実態との整合	補助金の配分に即した部門ごとの実態を表す	経済実態をより適切に表すことが求められる

## (2) セグメント情報の開示の目的

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」は、「社会状況の変化により、高等教育機関を中心、大学を始めとする学校種別の状況に対する社会的関心も高まっていることも踏まえると、学校法人全体の経営状況に加えて、各学校の個別の部門に関する情報開示の必要性も考慮する必要がある」ことから、セグメント情報を開示することが必要であるとした。

## (3) 本WGにおける新配分基準の検討

現行の内訳表（資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び事業活動収支内訳表をいう。以下同じ。）の部門間共通収支については、「資金収支内訳表について」（昭和47年4月26日文管振第93号 文部省管理局長通知）及び「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」に基づき配分され作成されていることを踏まえると、これらの内訳表は、概ね各部門の経済の実態を表していると考えられる。したがって、本WGにおいては、新配分基準について、これらの内訳表を作成する際に用いられている配分基準を元に、より経済の実態を適切に表すものとなるよう検討した。

なお、教職員の人件費については、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」において、各部門、学部・学科等のいずれの教職員として発令されているかにより、特定の部門に計上することとされているため、必ずしも経済の実態を表しているとは言えないケースもあると考えられる。このため、本WGにおいては、人件費については、勤務実態を反映した配分基準となるよう検討した。この配分基準は、ステークホルダーへの情報開示という目的や学校法人の事務負担、多種多様な学校法人の状況等に鑑み、過度に精緻な方法を追求するのではなく、一定の勤務実態を反映するとともに客観性や検証可能性等の会計情報としての合理性を備えているものであれば適切と考える。

## 2. セグメント区分等

### 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(抜粋)

(21 ページ)

ウ セグメント区分方法の考え方と具体的な内容

○ 具体的なセグメントについては、各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき表示する。ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。

- ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
- ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
- ③ 病院
- ④ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）(52 ページ)

<参考資料3>

科目	部門	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等 専門学校	幼稚園・小学 校・中学校・高 等学校・専門 学校等	病院	その他
教育活動収入計							
教育活動支出計							
教育活動収支差額							
教育活動外収支差額							
経常収支差額							
特別収支差額							
基本金組入前当年度収支差額							
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額							

### 【通知等で周知すべき事項】

#### (1) 「学校法人部門」の定義

セグメント区分「その他」に含まれる「学校法人部門」の業務については、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」において示されているが、社会状況の変化を踏まえて以下のとおり見直すことが必要である。なお、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」において提案された「学校法人共通」に係る収支については、各部門に配分する又は以下の「ヶ」に該当する収支として「学校法人部門」に配分することが実務上適切と考えられるため、これを設けないこととする。

- ア 理事会及び評議員会等の運営に関するこ
- イ 役員等の活動全般に関するこ
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関するこ
- エ 法人主催の事業及び会議に関するこ
- オ 土地の取得又は処分に関するこ（他の部門の所掌に属するものを除く。）
- カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定及び管理に関するこ
- キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関するこ

- ク その他「学校法人」部門に直接関わる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関するこ

## (2) 積極的なセグメント情報の開示

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」が示すセグメント区分は各学校法人が共通に開示すべきものであるが、セグメント区分「その他」に含まれる部門等の一部を独立したセグメント区分（例えば「○○施設」）とすることや、複数の地域にキャンパスを有する学校法人の場合にはキャンパス別や地域別のセグメント区分を設けるなど、各学校法人の創意工夫によりセグメント区分を追加し、セグメント情報を追加開示することが望まれる。

＜参考＞「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（抜粋）

- 学校法人等の財務報告の趣旨に鑑み、上記①～④に加えて、詳細なセグメントを設定し開示することは妨げられるものではなく、むしろ、学校法人等の財務報告の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメントを積極的に開示することが望まれる。

＜参考＞「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（令和5年4月13日最終改訂）Q39-1. A5

「一定のセグメント情報」に加えて、他のセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではない。むしろ、注解34第1項の「国立大学法人等は、…企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。」の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示していく必要がある。

## (3) セグメント情報の合計欄

セグメント情報はあくまでも事業活動収支計算書の補足的情報としての位置付けであるため、セグメント情報の表の右端に合計欄を設け、事業活動収支計算書との関連を明確にすることとする。

## (4) 配分基準の選択

配分基準の選択に当たっては、いたずらに計算が複雑とならないよう留意することが必要である。また、特別の理由がない限り、毎年度継続して同一方法により配分するものとする。

### 3. 新配分基準の準備期間

新配分基準の適用に向けての準備期間については、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」において以下のとおり記載しているところである。

#### 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(抜粋)

(34 ページ)

##### 6. 施行時期

○・・・セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な対応を行うとともに、学校法人の準備期間を置き、文部科学省より通知を発出するものとする。

(22 ページ)

##### 3. 注記事項の充実について

###### (2) セグメント情報の在り方について (参考資料3)

###### エ 測定方法 (配分基準)

○・・・原則的な配分基準として「経済実態をより適切に表す配分基準」を採用することとしつつ、事務負担への配慮から、学校法人等の判断で例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用することができることとした。また、採用した配分基準については注記に記載する。

(23 ページ)

###### オ 当分の間の取扱い

○・・・例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を「経済の実態をより適切に表す配分基準」策定後も採用することができることについては、現行の「資金収支内訳表の配分基準」が補助金配分の公平性確保の観点から定められており、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を必ずしも表しているとは言えないことから、一定期間に限るべきではないかとの意見があった。これを踏まえ、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を用いる期間については、今後検討する。

(34 ページ)

##### 6. 施行時期

○・・・セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な対応を行うとともに、学校法人の準備期間を置き、文部科学省より通知を発出するものとする。

### 【通知等で周知すべき事項】

#### (1) 準備期間について

新学校法人会計基準の施行後、各学校法人は、新配分基準を用いてセグメント情報を作成することとなるが、同基準の施行後2年間は、準備期間として、新配分基準のほか、現行の「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」に基づく配分基準を用いてセグメント情報を作成することができるものとすることが適当である。

## II. 各論：収入項目及び支出項目（共通経費と人件費）に関する配分基準

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」においては、収入及び支出は以下のとおり各部門に計上することとしている。

### 「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（抜粋）

(別紙) 資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について

#### A 資金収支内訳表について

##### 1. 各部門への計上及び配分

- (1) 特定の部門（学部・学科等に細分される場合は、当該部門の学部・学科等とする。）のものとして把握できる収入額及び支出額については、当該部門、学部・学科等へ直接計上する。
- (2) (略) 2以上の部門に共通する各学部間又は各学科間等に共通する収入額及び支出額については「部門共通」の欄を設け、各科目ごとにその金額を計上する。
- (3) 1の(2)により計上した共通の欄の金額は、(略) 各科目ごとに配分するものとする。その配分は、当分の間原則として当該関係部門、学部・学科等における在学者数、教（職）員数、使用時間又は使用面積等（以下「在学者数等」という。）妥当と考えられるものの比率による。

上記の各部門への計上及び配分の考え方は、新学校法人会計基準においても、その妥当性は変わらないと考えられる。一方、複数のセグメントで共通の収入項目や支出項目が生じる場合は、以下の点に留意することが必要である。

また、配分計算の単位は画一的に定められるものではなく、合理的な範囲で各学校法人が選択するものとすることが適当である。

（例）共通経費：施設別、費目別、グルーピング等

人件費：個人別、グルーピング（部署別、役職別等）等

### 【通知等で周知すべき事項】

#### 1. 収入項目

寄付金、経常費等補助金、付隨事業収入その他の収入項目について、受取理由、使途等を勘案して配分する（「(参考) 共通収支の配分基準の例」を参照）。

#### 2. 支出項目

##### (1) 共通経費

特定のセグメント区分に帰属させるべきケースにおいては、各学校法人が、運営実態に基づき、合理的な配分基準を設定して配分する（「(参考) 共通収支の配分基準の例」を参照）。

##### (2) 人件費

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」においては、人件費は以下のとおり各部門に計上することとしている。

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（抜粋）

(別紙) 資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について

A 資金収支内訳表について

1. 各部門への計上及び配分

- (1)特定の部門（学部・学科等に細分される場合は、当該部門の学部・学科等とする。）のものとして把握できる収入額及び支出額については、当該部門、学部・学科等へ直接計上する。

2. 人件費支出の取扱い

(1) 教（職）員人件費支出

- ・各部門、学部・学科等のいずれの教（職）員として発令されているかにより計上。
- ・発令の内容によりいずれの部門、学部・学科等の教（職）員であるか明らかでない場合は、主たる勤務がいずれであるかにより計上。

(2) 「学校法人」部門の職員人件費支出

- ・上記(1)の取扱いにかかわらず、「学校法人」部門の職員として発令されている者のうち主として、学校法人部門の業務に従事する職員についてのみ「学校法人」部門に計上。
- ・その他の職員に係る人件費支出は主として行う業務の所属するそれぞれの部門に計上。

(3) 医・歯学部及び附属病院の教員人件費支出のうち臨床系教員の人件費支出

- ・上記(1)の取扱いにかかわらず、授業科目を担当する教員に係る人件費支出を学部計上し、その他の教員の人件費支出を附属病院に計上。

## ①基本的考え方

複数セグメントの業務を兼務する教職員の人件費について、現行の「発令基準」（「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」における、教職員の人件費を計上する部門を、各部門、学部・学科等のいずれの教職員として発令されているかにより特定する取扱いをいう。以下同じ。）に基づき配分した場合、必ずしも経済の実態を表しているとは言えないケースもあると考えられる。そのようなケースにおいては、発令基準に比して「経済実態をより適切に表す」と合理的に説明できる配分基準に基づき配分することが適当である。具体的には、各セグメント区分の業務の範囲を定義した上で、業務に従事する時間や兼務割合など勤務実態を反映した基準に基づき配分することが適当である。

勤務実態の把握方法については、各学校法人が、自らの責任において、過年度や過去の一定期間の実績値を用いるなど合理的に説明できる方法を決定し、当該方法により把握したデータを用いて按分比を設定するものとする。ただし、以下の例のように、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合においては、その限りではない。

(例 1) 教職員が役員を兼務する場合

セグメント区分「大学」の教職員として発令されている者が、セグメント区分「学校法人部門」の役員としても発令されている場合において、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上する。

(例 2) 大学と短期大学を兼務する場合

セグメント区分「大学」の教職員として発令されている者が、セグメント区分「短期大学」の教職員としても発令されている場合において、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上する。

## ②医学部・歯学部と附属病院の業務を兼務する場合の考え方

医学部・歯学部の教職員が附属病院の業務を兼務する場合の新配分基準の検討に当たり、本WGは、学校法人、関係団体及び病院関係者のヒアリングを実施した。

人件費について、関係団体からは「医学部・歯学部における教育研究活動と附属病院における診療活動を切り分けて勤務実態を把握することは困難」との意見が出された。

### 資料3

また、一般社団法人日本私立医科大学協会からは、「医学部と附属病院の活動が一体的である実態等に鑑み、社会に開示するセグメント情報としては、附属病院と医学部を併せて表示すべき」とする意見書（別添）が提出された。

上記のヒアリングの結果や意見書を踏まえれば、医学部・歯学部の教職員が、附属病院の業務を兼務する場合におけるセグメント区分については、「大学」と「病院」を分けるのではなく、セグメント区分「大学」から医学部・歯学部を抜き出した上で、「附属病院」と合わせて一つのセグメント区分（「うち、医学部等及び附属病院」）とし、セグメント区分「大学」の内数として位置付けることが適当である。この場合、「うち、医学部等及び附属病院」に含まれる学部及び附属病院の名称を注記することとする。

一方、医学部・歯学部における教育研究活動と独立して診療業務を行う病院については、「うち、医学部等及び附属病院」に含めず、セグメント区分「病院」を設け、当該区分に含めることとする。

また、医学部・歯学部以外の学部における教育研究活動と一体的に診療活動を行う病院を有する大学については、医学部・歯学部と附属病院の取扱いに準じて、セグメント区分「うち、（何）学部等及び病院」を設け、セグメント区分「大学」の内数として位置付けることが適当である。この場合、「うち、（何）学部等及び病院」に含まれる学部及び病院の名称を注記することとする。

一方、学部における教育研究活動と独立して診療業務を行う病院については、「うち、（何）学部等及び病院」に含めず、セグメント区分「病院」を設け、当該区分に含めることとする。

なお、本WGにおいては、経済実態をより正確に把握するには、附属病院についても「大学」とは別のセグメント区分とすることが適当であり、この点について、今後の課題とすべきとの意見もあった。

## (参考) 共通収支の配分基準の例

共通収支（複数のセグメント区分に共通する収入及び支出をいう。）の配分基準の例は以下のとおり。

	大科目	小科目	備考	共通収支の配分基準の例	
収入項目	寄付金		教育費充当と指定	在籍者数	部門数
			研究費充当と指定	大学等の教員数	高等機関部門数
			指定なし	部門数	
	経常費等補助金		共通利用施設補助	収容定員数	
	付随事業収入	バス、食堂、購買部等	利用者数	在籍者数	部門数
	雑収入	その他の雑収入	事業収入予算	経常収入予算	
	受取利息・配当金		事業収入予算	経常収入予算	在籍者数
	その他の教育活動外収入	収益事業収入	部門数		
	資産売却差額		収容定員数	対象資産実績	
支出項目	人件費	教員人件費	本務者	授業時間	従事時間(日数)
		職員人件費	本務者	従事時間(日数)	
		退職金	(退職時部門)	(在職部門)	
教育研究経費	消耗品費		在籍者数	収容定員数	
		光熱水費	面積	収容定員数	在籍者数
			計量基準		
		旅費交通費	在籍者数		
		福利費	在籍者数	利用者数	
		通信費	在籍者数	収容定員数	
		印刷製本費	在籍者数	収容定員数	
		修繕費	面積	収容定員数	
		損害保険料	火災保険、警備費	面積	収容定員数
		報酬手数料	清掃費用・剪定費用	面積	
		...			
		減価償却額	面積	使用時間	収容定員数
		車輛	走行距離		
		ソフトウェア	使用PC数		
		雑費	在籍者数	収容定員数	
管理経費	消耗品費		職員数		
		光熱水費	面積		
		旅費交通費	職員数		
		福利費	職員数		
		通信費	職員数		
		印刷製本費	職員数		
		修繕費	面積		
		損害保険料	火災保険、警備費	面積	
		公租公課	消費税	事業収入(予算)	事業支出(予算)
		報酬手数料	清掃費用	面積	
			監査報酬	事業収入(予算)	事業支出(予算)
		顧問弁護士費用等	部門数		
		学納金等管理ソフト			
		賃借料	面積	利用者数	
		広報費	部門数		
借入金等利息	募集費		募集人数		
		...			
		減価償却額	面積	使用時間	
		車輛	走行距離		
		ソフトウェア	使用PC数		
資産処分差額	雑費				
		施設設備関係	面積	対象資産借入実績	
		運転資金	部門	収容定員数	事業支出(予算)
			借入金実績		
資産処分差額	資産処分差額		収容定員数	対象資産実績	

(注) 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができるため、一般的な費目を前提に配分基準の例を参考として示したものである。小科目に追加する科目は、形態別分類による科目でなければならないが、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでないとしているため、機能別分類による場合もあり、また、特定の取引（会計事象）をどのように処理するかについても各学校法人で様々である（例えば、募集要項の作成を「印刷製本費」で処理する場合もあれば、「広報費」で処理する場合もある。）。配分基準は、会計事象の実態に応じた合理的な基準を用いることが有用と考えられる。

### III. 注記の記載例

セグメント情報には、以下のような注記を記載するものとする。

科 目	部 門	(何) 大学		(何) 短期大学	病院	その他	合 計
		うち、医学部等 及び附属病院					
教育活動収入計							
教育活動支出計							
基本金組入額合計	△	△	△		△	△	△
当年度收支差額							

(注1) 収入及び支出の各セグメント区分への計上方法は、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」に基づく配分基準を採用している。

(注2) 「うち、医学部等及び附属病院」には、医学部及び歯学部並びにこれらの学部と一体的に取り扱う○○附属病院を含んでいる。

(注3) 「その他」には○○部門、△△研究所及び学校法人部門を含んでいる。